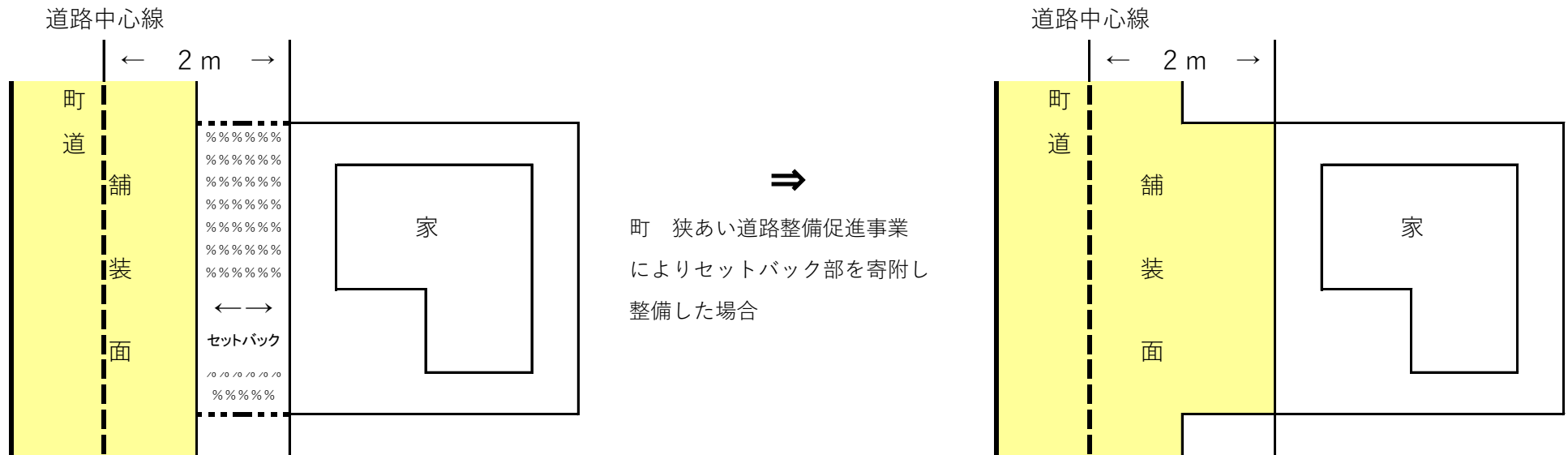


日の出町 狭あい道路整備促進事業の概要

例：建築基準法第42条第2項道路に該当し、道路中心線から2mセットバックして、住居を建築した場合のイメージ
(道路の反対側が河川や崖地の場合は異なります。)



町が寄附を受ける要件

・セットバックの土地の境界が明確であること ・所有権以外の権利(抵当権等)が設定されていないこと ・共有名義の場合は、すべての所有者の同意(申出)があること ・支障物件(塀・生垣等)がないこと	・セットバックの土地の排水が、他人の土地に流入していないこと ・狭あい道路と水平であること (段差がある場合は、アスカーブまたは土留めの措置がしてあること)
---	---

事業に関する書類(要綱・申出書等)は、町ホームページでダウンロードしていただくか、建設課窓口でご用意しています。
要件や申込み手続き等のご不明な点は、建設課窓口事前に相談ください。

問合せ 建設課管理係 042-588-4103